

## ○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

議長より許可をいただきましたので、私の一般質問を始めたいと思います。日本共産党の平野邦夫でございます。

議員を初めとして執行部の皆さんも本当お疲れのところだと思います。いよいよ最後の一般質問。この5日間、22名の一般質問というのは過去最高だと聞きました。それだけ地域要求を初めとしていろんな切実な緊急な要求、そういう市民の思いがいっぱい議員の皆さん方に託されての結果だろうというふうに思います。

私も一般質問に立つのはきょうで91回目なんですけれども、最後の最後に当たるというのはそうめったにあることじゃありませんね。しかし、1週間待ったわけなんですけれども、この間のストレスは最高でしてね。通告の範囲内でどこに飛ぶかわかりませんので、ぜひ執行部の皆さんも適切な答弁を最初をお願いをしておきたいというふうに思います。

厚労省は初めて日本の貧困率を発表しました。どうしてこの間貧困率を発表しなかったのかと。やっぱり貧困を認めるとそこに行政課題を生じてくるということで、今回の民主党政権を中心にした厚労省は初めて15.7%だということを発表いたしました。

このOECDが示す基準値が国際的なんですけれども、中央値、もうこれは日本で言えば448万円、この半分以下がいわゆる貧困だという基準を示したわけでありまして。したがって、この224万円以下ということなんですけれども、月収に直しますと18万6,660円ですね。しかし、その中でも母子世帯や、あるいは高齢者のみの世帯、あるいはひとり暮らしのお年寄り、ここに分けていきますとこれは50%を超えて高い貧困率というのあわせて報道がございました。1世帯収入が50%未満しかない世帯の収入をいかに上げていくのかと。逆に、同時に生活コスト——教育だとか住宅だとか医療費だとか、これを下げていくかと。両方あわせることによって貧困率を下げていくということにもなるわけなんですけれども、これだけ物が豊かだと言われる日本の社会で、世界で比べてみますとメキシコを初めとしてアメリカについて日本が第3位という水準であります。なかなか見えないというところにも問題があるかと思えます。そういった意味では、どうしてこういう事態が起こってくるのかと。後ほど、国保問題や勤労者福利厚生資金の問題など、そういうところでもこの問題については質問をしていきたいと思えます。

最初に、武雄市民病院の問題について早速質問に入っていきたいと思えます。

自治体病院としての役割、使命、これは何度もここで論議をしたところでもありますけれども、一番明確なのは全国自治体病院協議会、これは武雄市も今加入をしていると思えますけれども、この協議会の目的、倫理綱領、ここに役割と使命が明確に述べられております。地域住民によってつくられた自治体病院は、もちろん県立病院も含むんでしょうけれども、その地域に不足している医療に積極的に取り組むと。市長はこの間、厚労省が19の診療と言われましたけれども、もちろんその中には高度医療も入るかもしれません。僻地医療も入るか

もしれません。周産期も入るかもしれません。一般的な内科、外科も当然入ってくるでしょう。結核も入ってくると思います。そういう医療に積極的に取り組む。これは地域差がありますでしょうね。地方によって都市部の公立病院、地方の公立病院。まずは「地域の医療機関や行政機関等との連携を図りながら、公平・公正な医療を提供し、地域住民の健康の維持・増進を図り、地域の発展に貢献する」と、こう明らかにしております。

今の段階では来年2月1日から池友会系巨樹の会に市民病院が移譲されるわけでありませんが、この12月議会の一般質問でも市民病院ののれんを引き継ぐと。これは、信友答申にもありましたし、市長の答弁の中でも何回も取り上げられたところでもあります。これ、移譲に当たっての課題が今議会でも指摘をされてきました。

しかし、この間の市長の答弁を聞いておられますと、救急告示病院をやる、これものれんの1つだという答弁もありました。平成19年、平成20年には市長が市民病院の民間移譲を打ち出したわけでありますが、平成19年の決算資料で見ますと年間745台の救急受け入れ、そして4,500人の時間外患者の受け入れ。当然、今の市民病院、市長が民間移譲の方針を打ち出す前の市民病院、救急告示の病院としてやってきたというのは一昨年12月、市民病院の先生たちから当然、市長も聞いておられると。やっていたんだ、やっているんだというふうに聞いておられると思うんです。地域医療を形づくっていくという答弁もありました。

佐賀県が作成した保健福祉医療計画の中で県内の3次医療、高度医療の中心は県立好生館、これは久留米にまたがりますけれども、聖マリア病院、久留米大学、これは県東部の3次医療のいわば医療範囲といいますか。そして県立好生館と佐賀大学病院、それと嬉野医療センターと。この3次を明確に示して、他の市町立病院は2次を中心にやっていく、あるいは1次はその町の開業医の先生たちに担ってもらう、いわゆるかかりつけとか開業医の先生たちの役割としてそういうシステムを構築しております、計画の段階では。その2次を中心にした医療の中で白石共立病院、そして鹿島の織田病院、救急告示の病院ですけれども、民間ですけれども県の保健医療福祉計画の中ではちゃんと位置づけられている。

そうしますと、市民病院ののれんを引き継ぐとした市長の頭の中に、この移譲後の市民病院、この県の医療システム、保健福祉医療計画の中に当然組み込まれるべきだと。これまでの地域医療の充実、貢献を考えますとですね。しかし、そこはどうなっていくのかと。この点からの市長の答弁をお願いしたいと思います。

#### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます前に、貧困率の話が出ておりましたけれども、私は日本に、あるいは武雄に貧困がないというつもりはありません。多分、認識は議員と同じでありますけれども、ただ、厚生労働省が出した貧困率というのは非常に実は問題があつて、各国で比較のちよっ

と尺度が違うということであつたりしますので、一概にOECDの加盟国を見て下から数えて3番目というのは、私はこれはそれだけとて言うのは非常に危険な数値だというふうに思っております。

できれば厚生労働省におかれては、貧困率という相対貧困率じゃなくて絶対貧困率を出してほしいと思っているんですね。でないと、貧困率が例えば15.何%といってもぴんとこない。しかし、これこれ基準の、例えば所得が低くても財産を持っておられる方がいらっしゃいます。ですので、総資産でこれぐらい以下ということを出すのが厚生労働省の仕事だと私は思っております。余談でございます。

答弁に入りますけれども、先ほだるる御指摘をいただきました。これは過去からもいただいておりますけれども、地域に不足している医療を積極的に取り組むであるとか、市民病院ののれんを引き継ぐであるとか、あるいは平成19年度でございますけれども、745台の救急車に4,500人の時間外の医療を当然やってきたと。

しかし、どうなんでしょうか。例えば、今まで私もいろんな話を聞いてきましたけれども、実際、私も行ったことがあります、夜間に医療ができない。痛くて行ったら朝まで我慢してくださいということは私は市民病院で言われました、市長になる前に。あるいは実際、本当はそこで治さなきゃいけないような、今だったら治るようなことがどうしてもスタッフがいない、あるいは機材がないということで不幸にして治らなかったということもあろうかと思っております。ですので、そういった意味からすると私は今まで例えば計画であつたり、実態であつたりということに即す必要が私はあるというふうに思っておりますので、私自身は市町立病院は2次を中心にしてやらなきゃいけないということについては、私は疑義を唱えております。もともと唱えておりましたし、あくまでも武雄市民病院というのは救急告示病院であります。これを市民は私は望んできたと思っておりますので、ぜひそういった思い、そしてそういった今から武雄市が本当に必要なことを地域の医療計画にビルトインしていく。地域の医療計画の中で私どもの果たす役割というのは十分果たしていくと、そういうふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

議長、私の質問からずれていますよ。私が医療問題で質問したのは、県の第4次保健福祉医療計画、3次、2次、1次。その2次の中に南部医療圏の白石を中心にした南部、杵島郡と言うわけにいきませんね、共立病院が入っている、民間の。藤津、鹿島では嬉野医療センターがありますけれども、鹿島では公立病院がありませんので、織田病院が入っている。こういう状況を見た中で、移譲後の池友会系巨樹の会の病院が、この県の保健福祉医療計画の中に組み込まれるべきなのかどうなのかと。これ、要求していかれるのかどうなのかと。こ

れが私、質問なんです。平成19年度745台の救急の受け入れかれこれというのはやっていたと。その上にさらに充実させていかなきゃいかんことは事実ですよ。そのことは別に市長の見解、問いただしておりません。

そこで、これはぜひ答弁をお願いしますね、135床というのは南部医療圏の中でも嬉野医療センターを除けば一番大きな病院でしょう。従来の武雄市の市民病院が果たしてきた地域医療、これが135床という規模は変わりませんね。これが市民病院から民間に移譲される。そういう中で、県の保健福祉計画の中にはどう位置づけられるのかというのが最初の質問であったわけですから、後ほど答弁をいただきたい。

絶対的貧困というのは、確かに市長が言うように生き死にの問題ですよ。その生き死にの問題で、絶対的な貧困層というのが去年のいわゆる年越し派遣村にあらわれているように社会問題化してきたわけですね、これは後ほど勤労者の問題のところに出しますけれども。

私、9月議会でこの市民病院ののれんの継承が指摘されておりますけれども、この担保はどうするのかと9月議会で質問をいたしました。これに対して市長は議事録をずっと見ますと、「すなわち、池友会、私ども、そして医師会が3者で協議会をつくって、その中で今後どういう医療をしていくかということについて、地域医療を全体、市民医療を全体として考えていく、それを提示する必要があるだろうというふうに認識をしておりますので、秋ごろということについてはいささかも変わりはありません」、これが9月議会での私に対する決意を込めた答弁をされたわけであります。

今議会では、角理事が1月30日以前に契約の中にこの医療の内容についての方針を示していきたいと。この秋口が1月30日以前に変わったわけですね、直前に。しかし、市民の中にあるのは新しい病院に移ることによってどういう医療が提供されるのかということでは、一方で期待もあるかもしれませんが、不安も同時進行である。そういう意味では、この理由といいますか、そのことをもう一回答弁いただけませんか。（発言する者あり）秋から1月30日に延びたということ。

#### ○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

#### ○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

以前、この議会でもお答えいたしましたとおり、医師会の最高幹部の皆さんたちとは秋ごろに三者協を立ち上げてその中でいろんな協議をしていきたいと思いますという話はできておりました。しかしながら、医師会の中でももう少し協議に時間が欲しいということもありまして、私たちとしては医師会の御意思、お気持ちを十分に承る必要があるだろうということで無理にワンマン的に走らせるのではなくて、医師会の意見を多聞第一、しっかり聞いた上で望ましい協議会をスタートせしめるべきだというふうに私自身も判断をし、しかしながら一方で、

これは繰り返し申し上げますけれども、もう十数回の事務方としての協議はもうやっております。そういった意味で、もう実務医療は基本的に、その実務者レベルで話すことが多うございます。どういう医療をやるかといったこと、あるいはどういう補助金があるかといったこと等々についてはもうなされておりますので、そういう意味からすると名よりも実、それがもう進んでいるというふうに今のところ認識をしております。ですので、秋ごろと申し上げましたけれども、そういった状況を見ながら角理事の答弁にありますように、1月にそういった継承の話は出していこうというふうにしております。

いずれにしても、議論を十分に重ねて出していくというのは樋渡市政の根幹でありますので、そういう意味で目標値は確かに申し上げましたけれども、必ずしもそのとおりにはありません。やっぱり相手のある話であります、あるいは医療は生き物であります。そういったことを考えて市民にとってベストになるように、今のところ私は今、市民病院、非常に評判がよろございます。そういった中で、課題はありますが、総体としてはよろございますので、それを継承していくということが私はのれんの引き継ぎになるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

答弁が漏れていますよ。一番最初に質問した県の第4次保健福祉医療計画の中に135床の新しい――まだ名称わかりませんが、新しい病院が組み込まれていくのかと。南部医療圏を中心とした医療活動をやっていくんでしょうけれども、あるいは南部医療圏を越えた医療活動になっていくのかもわかりませんが、そこは市長としてどうなんだということを質問していますけどね、欠落していますよ。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

申しわけございません。ちょっと緊張して答弁が欠落しておりました。おわびしたいと思います。

基本的に、議員の御指摘のとおり、南部医療圏の計画であるとか、あるいは県の福祉計画にきちんとビルトインをされて、その中で地域医療全体として新武雄病院がきちんと担っていくということでワン・オブ・ゼムになるというふうに思っております。

いずれにしても、医師会であるとか県当局であるとか、県の医師会であるとか、いうところと十分に協議をしながら新武雄病院の果たす役割というのを考えていく必要があるだろうと。私としてはその中に溶け込んでいくというふうに思っております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

よしんば新病院が始まったとしましても、やっぱり中心は南部医療圏の医療活動になっていくだろうと思うんですね、どうなるかわかりませんが。しかし、そうなればなるほど地域の医療連携というのは極めて大事になっていく。

そこで、市長がしっかり時間をかけて来年の1月には契約を結んでいくんだと。当然そのことも協議の対象としていくんでしょうけれども、武雄市がことしの1月ですか、市長が3プラスワンというのをかなり強調されました。その3プラスワンで今後の地域医療を充実し、あるいは監視もし、あるいはいろんな意見も述べてやっていくんだという内容でしようけれども、市民の代表も参加させるというわけですからね。

それと、協議会を発足するに当たって医師会にいろんな課題を提起されていると思うんですよ。その課題については、3つぐらい課題があるんでしょうけれども、中身は何ですか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

すみません、私どもから複数の課題の提起というのはしたつもりもありませんし、事務方としてね、その論点整理としてあっているかもしれませんが、少なくとも私のレベルで医師会の皆様方に課題を投げつけたとか提起をしたとか、そういう認識は私自身は持ち合わせておりません。

いずれにしても、医療は医師会が中心だと認識をしておりますので、医師会の大所高所からのアドバイスに私どもはきちんと従うというのが行政の役割なのかなと今、御質問を承りながらそのように感じております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

課題を投げつけるというのは、言葉としましては適切かどうかわかりませんよ。協議会を進めていく上で提案されていると、医師会に対して。そのことはどうなんですか。11回の事務レベルであれ、幹事クラスであれ、協議を重ねていく上で課題を明らかにしなきゃいかんでしょう。それを明確にしていきたいと。

だから、この秋口に結びたいとしていたものを、もっと話し合いを詰めていって、より充実した内容にして1月にといいさっき市長の答弁がありましたね。どこをどう充実させてい

こうとされているのかね。それは部長でもいいですから明らかにしてください。

○議長（杉原豊喜君）

角政策部理事

○角政策部理事〔登壇〕

お答えいたしたいと思います。

議員言われているその課題というのが、医師会、それから池友会、巨樹の会、それから市民、市、この三者でつくる協議会は何を議論するのかということだろうと推測いたしますので御答弁申し上げます。

協議会の規約というのを協議いたしました。

その中で、第2条で1点目が移譲前後の市民病院の運営及び移譲条件に関する事、それから保健事業に関する事、地域医療の連携に関する事、その他地域医療に関する事というのはこの協議会で話をしようというふうに、これは第2回か3回目ぐらいの担当者会もしくは準備会でお話をしたところでございます。ただ、この協議の内容、項目について医師会のほうから若干異論が出たというのも途中の経過ではございました。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

1月22日が第1回の武雄市民病院移譲関係協議会担当者会議ということから始まりましたですね。それで11回までと。この11回までのこの会議を重ねていく中で、おのずと市の側が医師会に対して求める課題といいますかテーマといいますかね、これは整理されてきているはずですよ。私、この内容については明らかにしてくれという関係者の話もあって今質問をしているわけですけどね。どういうふうにこれが整理されてきたのかと。これは公文書ですから10月22日付、医師会の見解というのを出されましたね。これは市に届いておるでしょう。ここをどう論議をしていくかというのが大事なんですよね。

ですからあえて言うわけですけども、いわば現在の武雄市民病院の運営に関する協議、これは現在、市民病院ですから、病診連携でやっていくんだということでしょう。2つ目は移譲後の民間病院との関係、じゃあどうしていくのかと。当然この11回の論議の中ではそういうふうに出てきます、今角理事が言いましたようにね。当然それはきちんとせにゃいかん内容でしょう。公文書とは何も市の公文書じゃないですよ。だから、そういう意味で医師会との関係を良好維持したいし、充実させていきたいということと、135床の病院が公立病院から民間に移るわけですからね、民と民の関係になっていく。かなり難しい問題だろうと思うですよ。市長がさっき言われましたように、内部でもっと検討したいという中身はそういうことだろうと思うんですよ。そういうことをきちんと整理をした上でじゃあどうするのかということと質問をしているところであります。

市民病院の運営に関する協議につきましては、市長を管理者として樋高院長、それで昨年からは蒲池統括監に、ことしから鶴崎最高顧問が加わって、かなり強力なスタッフで今運営されてきているわけですよ。それはだれでもわかることですよ、スタッフが充実されてきている。医師の体制とはまた別ですけどもね。そういうことを考えますとね、良好な関係を続けていきたい、医師会の皆さん方に感謝をしたい、11回の話し合いに臨んで見えているわけですから、当然テーブルに着いているという意味ではね、それは市長の気持ちはわかります。問題は、移譲後の地域医療をどう進めていくのかという点での、いわば売却する側の武雄市と、いわゆる病院を買う池友会との間でどういう契約を結ぶのかと。1月に結ぶ契約の中身。もちろん従来の予防だとか健診だとか、それは行政と医師会とのそういう関係というのはこれからも充実し、発展していくでしょうね。事態が変わってくるんですよ。今までの10年間の市民病院を中心にした医療の中核センター、そして開業医の先生たちと一緒に連携をしてやっていく。これは同じ135床でも、何回も言いますが、大手の民間病院がそこを運営していく。そういう中で果たしてどうなのかと。いろんな心配事が出てくるのは当然でしょう。そういうことで今質問をしたところでありませぬ。

結局、民と民の関係ですからそうなるんでしょうけれども、そこをどう市長が取りさされていくのかですね。この件については、答弁をお願いしておきたいというふうに思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

まず、先ほどの医師会の10月22日でしたか、見解については私の手元には届いておりません。ですので、医師会がどういった見解を出されているかということについて、私からそれはどうこうという立場ではありません。

そして、譲渡契約書でありますけれども、譲渡契約書についてもまだこれはつまびらかにするわけにはいきませんが、これを含めてさまざまなペーパーについては医師会ともう内々協議をさせていただいております。今のところ、私に届いている報告としては特に異論はないということをお聞きしておりますので、そういった意味から医師会との関係は順調に修復ができておられると思っておりますし、そして何よりも私たちと医師会との関係というよりは、まさに市民、患者様が中心にならなければいけない。これは当たり前の話ですけども、そういった観点からすると、私は医師会の皆さんたちに非常に実は感謝をしております。と申し上げますのも、逆紹介、あるいは紹介がきちんとやっばりなされておるんですね。ですので、本当に患者様ニーズに応じて、お気持ちに応じてそういったことを医師会の皆様方が、全部が全部とは言いませんけれども、きちんとやっばりいただいていると。これは少なくとも、

去年、私は選挙でありました。そういったときからすると、たった1年でこれぐらい関係が急速に修復しているということは、私も一方の当事者でありますので、それは医師会の皆様方に深く感謝をしております。

そういった関係の修復、関係の強化をしながら、私は民間への譲渡というのはすぐに断絶があるわけじゃなくて順々に関係を、人間の関係と同じで構築していくものだと思っておりますので、そういう意味で私たちは医師会の皆様方、そして今度の新武雄病院、そして市民の皆様たちが本当に連携ができるように私たちとして、今度は市政から見ると立場にありますけれども、そういう観点からきちんと後押しをしていかなければいけないと、このように考えております。

少なくとも私は総体としては思った以上に医師会の皆様方と池友会グループ、私たちとは関係がかなり密になってきているなというふうに思っておりますし、公式、非公式に私自身も医師会の皆様方と今お話を活発にさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

次に、診療科目と医師の体制について質問をしていきますけれども、武雄市の条例でいきますとね、13診療科と。救急科を新しく加えて13診療科と。これは当然、プレゼンテーションで池友会の皆さん方がどういう医療をやっていくのかというのは既に明らかになっていますよね。このプレゼンテーションで池友会が示した診療科目、武雄市の条例に定めている診療科目と違うところは脊椎脊柱外科、これを新しく加えると。これも高度な医療なんではないかね、大事なことですよ。こういう診療科目が提案をされております。

そこで、現在の池友会から医師を派遣してもらっているわけですがけれども、医師の体制というのは正規の採用、これが2名。ということは市の職員ということでしょう、公務員ということですよ。任期つき採用、これは6名。嘱託、パートはいませんが、研修医、池友会から派遣された研修医が3名。合計11名ですけれども、この11名というのは平成19年の水準と、医師の体制としてはね、市長もいろんなブログに書いておられましたけれども、16名が11名になったと。これは19年の水準と一緒にすよね、体制と。しかし、そのときには研修医はいなかったわけでしょう。研修医というのは、この前、教えられましたけれども、指導医がいて、そして医療行為ができると。そういう今の状態が完璧じゃありませんけれども、派遣してもらっているわけですからね。

池友会が提案しているこの診療科目に対して、何名の医師体制を求めていくのかですね。135床というのは、看護師の配置基準からいうと7・1看護で市長は行くと言っていましたので、当然そこから7・1看護にふさわしい、来るわけでしょう、看護師の数というのはね。

そしたら、診療科目で応募要領に出した診療科目、これに池友会がこたえてやっていくんだと。医師の体制というのは当然問題になりますよね。そこら辺はどう考えておられるのかということです。1点、そこで答弁を求めましょうかね。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

武雄市民病院の現在の医師の数につきましては、今おっしゃられたとおりでありますけれども、このほかに応援として池友会グループからそれぞれ手術等の症例があった場合に応援をしていただく、あるいは佐賀大学病院のほうから循環器等の先生方においていただく、放射線の読影等々もお願いをしていると。そういう状況でございますので、現在は13の診療科を標榜いたしておりますけれども、これに診療に当たる先生については不足を生じていないというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

確かに、医師数というのは1つのメルクマール、目安になると思います。これは議員と同じ見解であるんですけれども、ただ、やっぱり質の問題もやっぱりあるかと思うんですね、質。ですので、医療の場合は、私も勉強してよくわかりましたけれども、その医師数そのものとその医者レベルです。どれだけ手術をこなし、どれだけ治療に当たる、そういった質的な話もぜひ議員と意見を、意識を共有していきたいと思っております。

きのうもお昼御飯を食べたところで藤井先生の話が日常会話に出たりとか、あるいは池上先生にこんなに優しくしてもらったりとか、そういったことがやっぱり市民の日常会話でやっぱり出ているんですね。これは少なくとも私が市長になってからは、はるかにそういった市民の皆様方の感謝の言葉を聞くようになりました。私が多聞第一を心がけているからかもしれませんけれども、そういった声を聞くようになりましたので、そういう意味からすると、その数とレベル、質というのがセットで議論してしかるべきかなというふうに思っております。

いずれにしても、蒲池医療統括監が「朝ズバッ！」で去年の市民病院のときの選挙のときにおっしゃっていたのは、新武雄病院を強化するということで、行く行くは三、四十人の医療体制にしていきたいということはおっしゃってましたし、それは今200人の医師を池友会全体で抱えられておりますので、それは現実可能性としてはあるのかなというふうに期待をしております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

135床の病院に対して40人ですか。すごいですね、それは。初めて聞きました。

次に、これは何日目かの一般質問で医療機器についてです。

これは基本協定の第2条の(3)ですね。この中に「医療機器備品類について」という項目がありまして、乙及び丙——すなわち池友会と巨樹の会が希望する場合については別途協議すると。この質問に対して市長は、医療機器等については無償貸与、これはまだ庁議かれこれ決めたわけじゃない、市長自身の考え方として無償貸与という答弁をされました。

そこで市長に聞きますけれども、この20年決算、21年決算もまだまだありますけれども、医療機器備品類等の価値といいますか、これはどういうふうに理解されておるのでしょうか。ただ、無償貸与という場合に医療機器も価値を持っていますよね。その相対として、どれだけの価値を評価されているのかと。これは答弁をしていただきたいと。

もう1点は、この無償貸与というのが非常に気になるんですけれども、9月の議会で東部開発のし尿処理場、最終処理場の西側ですか南側ですか、開発公社が所有していた2,300平米、これを5,500万円で買い戻されましたね。本会議での質疑で私は、これは市長の答弁でしたか、いわば池友会系の医療専門学校、この用地として考えられると。これ、どういう形なんですかと、無償貸与なんですとか、売却なんですとか。これはまだ方向を決めていないと。これはたしか本会議での質疑だったと思いますよ。この2つについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まず、医療機器の無償貸与は私が申し上げたのではなくて、黒岩幸生議員がこういったことではどうかとおっしゃいましたので、これは佐賀新聞にももう掲載をされておりますけれども、まだ方針は決定をしておりませんということはまず申し上げました。その上で、黒岩議員の御指摘についてもそれは考え方としてあり得るのではないかというふうに申し上げましたので、私が今、ここで無償を決めたとか、その方向性であるとかということについてはないと。

ですので、議員におかれましては、やはり——ここは反論の機会がありますのでこうやって反論をさせていただきますけれども、やはり正確に引用をしていただければありがたいと、このように思っております。

詳細については事務方から答弁をいたさせます。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

器械備品類の現在の価値ということでの御質問だと思います。

器械備品類につきましては、基本的に取得価格から減価償却費を差し引きまして、その年の簿価という形で載っているわけですし、器械備品類につきましては貸借対照表上に載っている価格が現在の簿価ということでございますけれども、これが売買ということになりますと、その価値というのはまた変わってくるんじゃないかというふうに考えております。

器械類はそれぞれ、例えばメーカー保証があるものとか、保証がないものとかですね、いろいろあると思いますけれども、そういったものを総合的に勘案して双方が合意した価格がそのときの適正な価格になるのではないかというふうに私どもは考えております。

○議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

当地区の学校用地の予定のところですけども、これについては開発基金から市のほうに買い戻しました。今後売却ということで事務的に進めているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほど医療機器についての無償貸与の件については、確かに29番議員の指摘に対して考えを個人的には共有できるという趣旨の発言をされて、これが決定されたとかということは私言っていませんからね。無償貸与というのは新聞に出たでしょう。だから、それは市長の個人の考え方として共有できると、理解できると。理解できる範囲と言ったやないですか。

（発言する者あり）いいですよ。

今、古賀部長が答弁しましたけれども、やはり市民の財産を守る側に立たなきゃいけませんね、私どももそうですけれども。だから、割引があるかもしれんとか、それは今後の話でしょう。当面は市民の税金かれこれで購入しているわけですから、これをいかに守るか。売却する際には、簿価であれきちんとそれは評価をし、買ってもらうと。別途協議としていきますからね。

そうすると、これは通告はしているんですから、医療機器の譲渡に関しては。減価償却累計額が8億8,354万円ですよ、20年決算の貸借対照表でいきますとね。そうした上で減価償却後、2億4,871万4,930円というのが貸借対照表にきちんと出ている。これが20年決算の貸借対照表ですよ。その後、8月11日の臨時議会で2,600万円、新たに医療機器を購入すると。医療機器は日進月歩ですからね、減価償却、5年ぐらいでなくなる場合もあるでしょう。そういう、必ず決算する際に、棚卸しじゃないけれども、一つ一つの備品に対する価値評価をしていくわけでしょう。一般会計の決算書に全部出ておるじゃないですか、備品類が。そう

いう意味では、やっぱりこのところは市民の財産を守るという立場からね、きちっと要求していくべきじゃないかというふうに思います。

この病院問題では最後の質問にしますけれども、例えば官から民へということで行革後進めながら公立保育所の民間への移譲、あるいは杵島向陽園の民間への移譲——これは敬愛会ですか——ということが続いてきました。ある特老については土地の無償貸与ということも起こっています。

官から民に施設を移譲するという場合に、条例上で補助金交付要綱でいきますと5,000万円、これはつけてやることができますね。この際、私は市長が企業誘致だと、池友会系巨樹の会の武雄市に建てる病院というのは企業誘致だという位置づけですよ。そうすると、従来の官から民へというのと違いますよね。そうすると補助金交付要綱の中にある5,000万円というのは、これは対象外になりますね、どうですか。

**○議長（杉原豊喜君）**

角政策部理事

**○角政策部理事〔登壇〕**

お答えいたします。

保育所等の統廃合による民間移譲に伴う施設整備につきましては、補助金を行っております。これは、武雄市社会福祉法人に対する助成に関する条例に基づいて社会福祉法人に対してなされるものでありまして、移譲先の病院は社団法人でありますので、条例の対象外でございます。

**○議長（杉原豊喜君）**

22番平野議員

**○22番（平野邦夫君）〔登壇〕**

社会福祉法人に対してはその条例が適用されるけれども、医療法人、社団法人にはその適用外だという答弁をいただきましたので、病院問題はこの程度にして、次の国保行政について質問を移していきたいと思っております。

冒頭述べましたように、今日、日本の貧困というのは極めて深刻だと。これは市長も認識一緒だというふうに言われましたですね。いわば社会問題と指摘している。いわばことしの12月までに雇用保険の給付切れ、100万人だと。年末を迎えるに当たって雇用保険が切れる、あるいは雇用保険がない人もいますよね。あるいは今年の年越し派遣村を最後の教訓にすべきなんですけれども、さらにこれを上回る、もう今までは32万人ですか、23万人ですか、正社員の解雇も進んできていると。ますます日本の経済というのは内需拡大どころか内需を冷やませる、そういう事態が進んできているわけでありまして。決してこの影響というのはよそごとではないですね。武雄市でも9月議会で指摘しましたように、年収200万円以下の人、27.7%、数字にしますと4,700人ですか、特に女性のパートとかそういう人が多いです

よね。こういう状況の中で、しかもそういう人たちがほとんど国民健康保険に加入されている。

そこで、市長の認識をお伺いしたいんですけれども、もともと国民健康保険というのが所得ゼロの人、年間33万円以下の人、そういう人たちがかなり部分を占めるんですけれども、この全体の50%の水準というのは年収どれぐらいというふうに市長認識をされていますか。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

7割軽減がかかる方については、大体年収が33万円以下というふうに認識しております。

〔22番「そんなこと聞いとらんやないね」〕

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

いわゆる被保険者の所得別構成7割、5割、2割の軽減は後で言いますよ。

72%が軽減対象ですからね。私が言っているのは、国民健康保険の所得ランキングがあるでしょう。構成の中で大体半分、50%程度というのは年収どの程度ですかと聞いておるんです。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

大体、年収200万円で55%となっております。（490ページで訂正）

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

50%、計算できるやないですか。（発言する者あり）優しいけん、そがん強う言い切らんちゃ。

資料の差しかえがありましたので、2回計算し直したんですけれども、國井部長が今200万円以下だというのは55%と言われましたね。そうすると、3年後の平成21年の水準ではどうですか。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

3年後の数値は今持ち合わせておりませんので、後だって提出したいと思います。

〔22番「今さっきの55%、いつの数字」〕（発言する者あり）

これは今、資料をもらったところでは今の現在の水準だと伺っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

だから、55%が200万円以下だという確信持って答弁されましたので、その根拠になる資料があるでしょう、部長の手元には。それは何年の資料ですか、単純な質問ですよ。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長。

○國井くらし部長〔登壇〕

この国保の資料につきましては、今年度の課税状況から引用しております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私、資料をお願いしましたよね。こういう質問をするからこういう資料をつくってくれということで、私の手元にいろいろ資料が来ております。

それと、今私が質問した全体の構成、所得の弱い人たちが国保の全体を占めていると。これはつかんでいるでしょう。例えば所得ゼロの人、ほとんど7割軽減かもわかりませんが、23.8%ですよ、所得ゼロの人というのが。そして、年間33万円以下、10.86%。この33万円以下、ゼロまで入れてね、全体の34.63%。ずっとランクを見ていきますとね、どの程度が50%水準になるのかと。そうすると、部長が答弁した200万円以下、204万8,000円ですか、55%というんでしょう。これは民生部がつくった資料じゃなくて、税務課の資料で答弁されたんですか。だから、私は3年後の21年度の資料で答弁してくださいというふうに言うておるんですよ。答弁をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

18年10月現在と3年後の今と比べてですね、年収で105万円以下ということになっております。

以上、訂正します。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

何ですか、資料というのは今現在でどうなのかということで求めていましたけれども、21年現在はないんですか、あるいは20年現在はないんですか。

○議長（杉原豊喜君）

大丈夫ですか。

暫時休憩をいたします。

休 憩 16時54分

再 開 16時54分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

間もなく5時になりますが、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

暫時休憩をいたします。

休 憩 16時54分

再 開 16時57分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

執行部の答弁を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

議員への資料提供のときには平成18年10月末の現在でしか比較するものがないということで、その資料を差し上げておりますので、50%超すのが103万円以下ということとなっております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、いかに国保会計が経済的に弱い立場の人たちで構成されているかと。でも、年収103万円以下の人たちが51%を占めるんですよ。正式に言うと51.55%ですよ。そういう状況の中で、しかも先ほど貧困の問題を言いましたけれども、所得が少ない人たちが随分多いということで、その結果として20年決算で見ますと、滞納が現年度発生分20年の1年間で見ますと1億1,200万円、この滞納が出ている。累計でいきますと2億7,597万4,000円の滞納が出ている。合計すると3億8,800万円でしょう。市全体の税金や使用料など加えますと8億6,621万6,000円という、ずっとこの滞納ふえてきているんですよ。この中で市長、国保の占める割合、全体の滞納の中の国保だけ占める割合44.8%。ですから、国保会計そのものの脆弱さといいますか、これがこの背景にあるんですよ。

そこで市長、この数字を見まして、国保を何とかせにゃいかんと。払いたくても払えない人たちがふえてきている。その社会的な背景があるんでしょうけれども、この数字を見て市

長どう認識されますか。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

国保に加入されている人たちが、今申されたように所得の低い方、社会的弱者が多いという事で認識しております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私はね、市長の認識を聞いたんですよ。それは部長が担当ですから、それはもう認識はしっかりされておると思いますよ。私、市長の認識聞いたんですよ。

しかし、そういった国保税が高い、その自分の収入に比べて国保税が高い、その割に国民健康保険法で定められた法的給付と社会保険の給付事業、これを比較してどちらが有利ですか。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

国民健康保険と協会けんぽの違いだと思いますけれども、協会けんぽが医療の給付費が13%、国民健康保険が34%ということがございますけれども、所得の低い方につきましては国保のほうがいいんですけれども、大体4人家族程度で月収25万円を超えますと国民健康保険税のほうが2倍、3倍となってくるようになっております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

この質問は次のなんです。私が質問したのは、国民健康保険法に定められた法的給付事業。私も緊張していますよ。そして、社会保険で行う給付事業。わかりやすく言いますと、社会保険であれば、協会けんぽの社会保険であれば、事業主が半分出し、本人が半分出すということでしょう。給付事業においては傷病手当が出るんですよ。ところが、国民健康保険の法的給付事業の中に傷病手当はありませんね。そうすると、この給付事業を比較したときにどちらが有利ですかという質問です。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

協会けんぽのほうが有利だと思います。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

出産手当は、国保も、やっとな協会けんぽの水準まで来ましたよ。私が議会に来たときにはまだ13万円とか15万円水準、社会保険は30万円という水準でしたよ。結局、お産は病気じゃないからと。ずうっと国保が上がって給付は35万円で大體同水準ですよ。傷病手当はない。それに比べて協会けんぽの方が給付事業ではるかにいい。そうすると、それに近づくという意味では任意給付事業がありますね、市で条例を組めば。市で条例化すれば独自にやれる。そうすると人間ドック、それから脳ドック、いわば人間ドックは40歳、45歳、50歳に5年刻みでやっていますよね。その中間の43歳、58歳か、その中間でまた脳ドックをやっていますよね。これは国保の法定給付事業なのか、あるいは市が独自に予算を組めば拡大ができるのか。例えば、5年に一遍じゃなくて、予防という観点からしますと、せめて3年に一遍とかという給付事業を充実させていくという観点からしますと、これは法定給付事業の範囲以内であれば単独予算を組んで充実することができる。任意給付の範囲内であれば、これは条例化して、そこを予防の観点から充実させていく。政策的な判断を市長に求めますけれども、そこはどうなんですか。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

今のところは事業としては単独でしております。ただ、受診人員ですか、それにつきましては今医療機関のところでもう満杯になっておりますので、受診人員につきましては、今のところの人員で行っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

医療費を抑制する上で、徹底した予防という観点。住民健診を強化し、予防という点での健診も強化していく。そうすると、受け皿としての医療機関は満杯だからこれ以上ふやせないということですか。時期をずらしてもだめなんですか。そこは市長に聞きたいですけれども、決算状況見ましても、今280人程度でしょう。ですから、国保加入者が2万人ですよ。それは全部ですけれども、子どもまで入ってそうでしょう。40歳以上の予防を徹底しようとするれば、そこを単独予算組んでも対象者をふやす、期間を縮める、社会保険には傷病手当があるけれども、国保にはない。こういうことから見まして、これは政策判断でしょうから、市長、見解どうですか。市長、だんまりですか。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

先ほども答弁しましたように、今のところ医療機関がどうしても年間通じて割り振っております。これも精いっぱいですので、今のところ医療機関の関係上ふやすということはできません。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そこはまず保険の一本化というのは、将来的な課題して、今論議されていますけれども、現実には払いたくても払えない人がふえてきておるわけですから、そこに対する課題として出てくのは20年決算では9,000万円の赤字ですよ。従来であれば、赤字が出ると値上げだという普通単純に言っていた時期もありますけれども、この点はどうされるのかということが1つです。

それから、先ほど答弁された標準報酬月額25万円以上は国保のほうが高いということですね。私もこれは18年の資料で見て計算をしていますけれども、標準報酬月額36万円で計算しますと、それで社会保険、協会けんぽで計算しますと2.3倍ですよ。議会というか、くらし部でもらった資料から見ますと、2.3倍ですね。同じ標準報酬月額36万円、皆さんと共通しておるでしょう。そういう状態ですので、給付事業が社会保険よりも悪い、報酬月額25万円超えますと国保のほうが高くなる。そういう状況の中で、全体としては脆弱な財政状況が根底にある。それで一方で滞納がふえる。悪循環でしょう。それで結果として9,000万円の赤字。ここはどうなんですか。どうされるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

国保の特別会計につきましては、収支ゼロが基本と考えております。昨年度の赤字分につきましては、保険料で賄うことが基本でありますので、税率改定を行い、補てんすべきだと思っております。本来ならば不足に生じた分に耐え得るような基金の積み立てが必要であるところがございますけれども、武雄市についてはもう基金がほとんどないという状態になっております。

ただ、今回政権がかわりまして、民主党が国保につきましては国の責任において一元化し、地域の格差のないような制度を構築するということでありますので、それを期待しております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

9,000万円の赤字は税率改正で解決していく——値上げということですか。市長、その報告聞いていますか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

まだ聞いておりません。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

市長もまだ聞いていない。しかし、いわばテレビ中継の前で9,000万円の赤字が出た。原則的にはそうかもしれませんが、税率改正で対応していきたいという——今、私、聞き間違いですか。そこ、もう一回答弁してください。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

不足したら税率改定を行い補てんすべきであると思います。しかし、このためには保険料の改定を視野に入れた協議が必要と考えます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そういう到達を知らすためには庁内で論議も必要ですし、市の方針が決まったら国民健康保険、あれは何て言いますか、国保協会ではなくて、あれは市のほうでやっていますよね。

（「審議会」と呼ぶ者あり）国保の運営審議会。当然ここでの保険者だとか、被保険者代表とか、行政の代表とか、薬剤師、医師会も入って、それでどうするかという論議を経て、そして市長にちゃんと報告する手順を踏まなきゃいかんでしょう。そういうときに赤字だから単純に税率で改定というのはね。

私はそこで、この財源、何とかならないのかと。先ほどの地域福祉金6億円、これは財政のほうに聞きますけれども、1回ここで質問したことがあるんですが、条例を変えれば福祉全体の金として使えるということ、いわば6億5,324万円ありますね。有価証券4億9,800万円、有価証券を含めて6億5,324万円、地域福祉基金があります。これは条例改定すれば、目的をはっきりして、この基金取り崩すことができるというふう聞いたこともありますけれども、そこはどうですか。

○議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

まず、地域福祉基金でございますけれども、これは地域における高齢者等の施策を推進するための基金ということでしておりますので、議員おっしゃるような条例を改正すれば、そちらに充てられるというような基金ではございません。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

もう国保の質問はこれで終わりますけれども、この議会の皆さん方の中にも、「とにかく国保高い、おれは国保のために働きよごたっばい」と、二、三人から聞きましたよ。なかなかこういうところで本音言われませんけれども、出ますと「高かもんね」と。これはやっぱり一般市民の声なんですよ。そういった意味では財政出動という話もありましたから、一概に値上げという方向に走るのではなくて、徹底したそういったその財政を考えながら検討していただきたいということを指摘しておきたい。今値上げをすれば、ますます内需は冷え込みますよ。経済の回復に逆に水を差すということになりかねませんので、そこは慎重にやっていただきたいと思います。

次に、セーフティーネットの問題として、勤労者福利厚生資金の貸付制度の充実という点で質問を移していきたいと思います。

制度の案内はもう今さらここで説明するまでないと思いますけれども、年収250万円以下の未組織労働者、150万円までの貸し付け、年2.8%の利率、そして目的としては教育資金、いわばその結婚資金だとか、そういう主には未組織労働者を対象にした福利厚生資金ですよ。毎年2,400万円労働金庫に預託をして、労働金庫も2,400万円出して4,800万円を原資として貸し出すと。これがなかなか実績がうまくいっていませんね。

そこで、資料をつくってもらいましたので、ずうっと経過を見ますと、決算審査のときには15件、そして20年の実績としては2件という答弁がありました。主要成果報告の中にある20年度の2件というのは間違いありませんか。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

20年度の貸し付けについては2件の貸付総額が120万円でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

そしたら、今部長が20年度の実績としては2件、主要成果の中に書き込むほどでもないで

すね。それで全体の200億円の予算の中で、5款、労働費3,007万円ですよね。200億円の市の予算の中で労働費が占める予算というのは3,007万円、いわば予算面から見て、労働政策があるのか。3,007万円のうちに2,400万円が預託金でしょう。あとは指定管理者としての四百数十万円、これだけでしょう。これだけ未組織労働者の非正規労働、不安定雇用、低賃金、派遣切りとか、そういういつ首になるかわからんという状況の中で、小口融資制度というのは、その1つのセーフティーネットじゃあるんですよ。

これが20年度の主要成果では2件、私がもらった資料で見ますと、平成16年が1件、平成17年が3件、平成18年4件、平成19年が5件、それで平成20年がゼロ件、平成21年が2件、これはどうしてこの私がもらう資料というのはちょいちょい間違えるんですか。一生懸命つくってもらっていると思いますよ。しかし、主要成果報告書の中にある決算のときの、今部長が言いましたように、平成20年の実績は2件だと。私がもらった資料では20年ゼロですよ。何ですかこれは。もう時間がないけんですね、次行きますけれども、もっとまじめに資料出してくださいよ。議事進行飛んできますよ、私じゃなくても。これが1つ。

もう1つは、平成16年から平成21年まで貸付残高1,345万円、貸付金額が3月末残額は570万5,000円、20年の決算書を見ても2,400万円の預託、実績は2件ですから、資料を見ると20年度はゼロですから。そうしますと、21年度の予算を見ても2,400万円、この15年間の間に2,400万円ずつ預託していっていますね。その総額は幾らですか。

そして、これは2,400万円預託したんだけど、実際には100万円か50万円しか使っていない。残るお金はどこに隠れているんですか。15年間2,400万円預託をして、恐らく3億数千万円なりますよ。もう言いましょね、時間ないけん。3億6,000万円ですか。そうすると、この3億6,000万円ですよね、15年間で。そうするとこの2,400万円を毎年預託して行って、会計仕組み上、私が認識不足かもわかりませんが、この残ったお金というのはどこに隠れているんですか。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

先ほどの20年度の2件というのは、この資料ですよね。21年の2月、3月ですから、そこは20年度ということで2件。

それと先ほどの2,400万円が15年で、それは3億6,000万円ということですが、これについては年の初めに2,400万円金融機関に預託をして、翌年、年度末に回収をしておりますので、そこに残ったということではございません。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ですから、私、会計上詳しくありませんのでと断りましたけれども、それと2,400万円預託をして決算のときに返ってきた分を上げなきゃいかんじゃないですか。そういう仕組みにはなっていないんですか。なっていればなっていないでいいですよ。ずっと同じ2,400万円をぐるぐる回ししているということでしょう、やり方としては。しかし、どっかに入れにゃいかんじゃないですか、返ってきたなら返ってきたで決算のときに。そこはどうですか。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

あくまでも4月1日に2,400万円を労働金庫に預託をして、それを原資に2倍協調で貸し付けはされます。そして年度末の3月には2,400万円が返ってくるということです。そういうことで今協定をしております。

ですから、2,400万円のうちに五百何十万円貸したということで、その残りが1,800万円。それはどこかに行ったということではなくて、2,400万円預けて、年度末に1,800万円返ってくると。これは中小企業の場合も同じでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

貸した場合、また返ってきますからね、返済6年間の期日でありますので。先ほど20年ゼロだというのは、20年度という2件ということで、資料の読み違いがあったので申しわけなかったですね。（発言する者あり）

結局、これでよしとは思いませんけれども、何がネックになっているのかということですよ。この勤労者福利厚生資金が、一番最初、議会で論議になったのは昭和58年から59年ですよ。未組織労働者を対象にして、それでそういう人たちをいわばパートの人たちもそのころには可能でしたよ。ある意味では未組織労働者の公的融資制度というのは、このほかにないでしょう。これは市中銀行ですけれども、中小業者の人たちには1億2,000万円の3倍協調融資がありますね。決算で五十数人と言われましたけれども、ほかにないでしょう。あるんですか。あれば紹介してください。

そして、この実績が、先ほど言いましたように、平成16年1件だとか、最近経済が厳しいという21年見ても2件とか、20年度見ても2件とかね、ここの抜本、私もいたずらに借金を勧めるつもりはありませんけれども、いわば今大事なのは労働をして生活できるというのがまず出発点でしょう。しかし、その労働が打ち切られる。そうすると、この非正規労働とかいろいろな条件で労働が打ち切られる。子育て中の人たちから見ますと、じゃあ教育費どうするのか、医療費どうするかと。途端に生活が大変になってくるでしょう。そういうときに緊急小口資金貸付制度というのが駆け込み的な形ででも必要だと。そのセーフティーネット

がないわけでしょう。そのセーフティーネットの1つとしてこの勤労者福祉厚生資金、限度額150万円まで、年収250万円以下の人、金利2.8%、ここをいかに充実させていくかという質問なんですよ。

その最大のネックというのは昭和58年から59年、この制度が一番最初、この議会で論議になったときには、1年間、同一事業所に継続勤務していなきゃならないというのはなかったですよ。パートの人も私、五、六人紹介をして一緒についていってお願いしたこともありますので。これがだんだんその制度が厳しくなっていくって、条例には書いてないですけども、このチラシを見てみますと、武雄市と労働金庫との協調融資、これで見ますと勤続年数1年以上で満60歳を超えない方、これは、もちろん昔は保証人がありました。今は保証人不要となりました。もうこれは改善されたんでしょう。昔は担保なかったですけどもね。この勤続1年以上で満60歳を超えない方、ここは武雄市と労働金庫との話し合いで決められた内規ですか。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

11月の決算特別委員会の折にも平野議員からこの御指摘を受けまして、その後労働金庫とも協議をしております。

先ほど言われましたように、この条件が5点ほどございます。まず武雄市内に住んでいる方、それから年収が150万円以上の方、それからさっき言われましたように勤続年数が1年以上で60歳未満の方、それから担保については不要と。それから、保証人については不要ですけども、これは日本労働者信用基金協会がその保証をするわけですが、そこの保証を得られる方ということで、ネックになるのは年間の収入、それからこの保証人の欄で保証協会の保証が受けられる。そこところがネックだと思いますが、これについては佐賀県全体でこの内容でやっておるということで、武雄市だけここを外してくれとか、例えば収入の低い方にやってくれと、ここは今のところはできないという状況でございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

ということは、ますます——この制度はあるけれども、市長がちょいちょい言われますよね、制度をつかって魂入れずみたいなもので、気軽に使えない。もちろん、それはお金を借りるわけですから、先ほど250万円と言いますけれども、これは充実して150万円以上から500万円以内というようになってきましたよね。条件緩和したとして保証人は要らないでしょう。したとしても実績は2件、あるいは1件、そんならもう、例えば、2,400万円の委託金を武雄市が独自に緊急小口融資制度としてやるということだって可能でしょう。今の内規、

1年以上というのも、これが一つの何といいますか、クリアできない状態がありますからね。その改善はできないんですか。預託だけして、あとはもう労働金庫の窓口で相談に乗ってもらえばいいけれども、そこはどうか、改善の余地はないんですか。再度質問をしていきたいと思えます。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

今のところはそういう考えはございませんで、あくまでもこれは貸し付けでございますので、返済が必要ということで、今のところ貸し付けたままで、それが返済できなくてもいいじゃないかという発想ですけど、それは今のところ考えていないということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

私も、だから、いたずらに借金勧めるものじゃないというふうに言っておるじゃないですか。ただ、何といいますかね、例えば、介護保険の規則の中には病気で仕事をやめざるを得なかった。倒産、あるいは解雇、本人の都合で仕事をやめたと。収入が著しく減じた人、これは市長の管轄のもとに介護保険料の減免できますよね。

だから、そういった、何といいますか、私、先ほど不均衡の問題を言いましたけれども、今ハローワークに行きましても、有効求人倍率は0.38でしょう。昨年同期で見ましても0.52ですよ。ぐっと落ち込んでおるですよ。0.38の有効求人倍率の中身を見ますと、常用でどうなのか、常用雇用、正社員どうなのか。これはさらに落ち込みますよ。ほとんどパートであってみたり有期雇用であってみたり、有効求人倍率の0.38の中身はそういうことですよ。ですから、そこへのセーフティーネットが今必要じゃないんですか。10月のハローワークの月報を見ましても、546人が新たな新規の求職者でしょう、登録されているのがですね。本当に今10回、20回ハローワークに行ってもなかなか仕事が見つからない。中高年、特に61歳以上というのはなおさらでしょう。我々はもうこの勤労者福利厚生資金の貸し付け対象外ですからね、61歳以上はだめだというんだから。だから、そういう意味でのセーフティーネットについては、市長、何らかの対策はありませんか。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

お気持ちは本当によくわかります。切々と訴えられていることに関しては、私自身も深く思いをいたすところでもあります。しかし、その制度で見た場合、制度論で見た場合に、その貸付金であります。これに市民のその血税からそういったことに充てていいのかということ

について、これは市民なかんずく議会の議論が私は必要だと思っているんですね。やはり貸付金でありますので、セーフティーネットからすると、これはよく派遣村の村長の湯浅さんがおっしゃっていますけれども、例えば、議員からお話が出た介護保険料の減免であるとか、あるいは生活保護の拡充であるとか、これは基礎自治体のことよりはオールジャパンの問題だと思いますので、政府として、連立政権として、やはりそこはきちんと考える必要が私はあるだろうというふうに思っておりますし、湯浅さんも恐らくそういったことを今お話をされているというふうに思います。

基礎自治体の、これはちょっと甚だ申し上げにくいことであるんですけれども、その市民の御理解、議会の議論に果たして議員の御指摘のように、気持はわかりますけど、耐え得るかかどうかということについては、私は一定の懸念を示さざるを得ません。

そして、もう1つやはり考えたいのは、私は日本共産党というのは非常に実は尊敬をしております。大学時代に共産党の黨員の方、民青の方と友人もおりました。そのときに彼らが一体何を言っていたかといったことについては、言うばかりじゃなくて自分たちもやるぞと。ですので、例えば、これは1つの私の提案でありますけれども、日本共産党がこれは単体か総体かは別にして、そういったことをおっしゃるということであれば、そういう党でそういう例えば、基金をつくっていただく、あるいはそういった例えば、党で何らかのその支援をしていただくということも私は日本共産党ならできると思っております。したがって、行政が果たすべき役割、基礎自治体が果たす役割、そして党としてのその役割ということについて、ぜひまた議論をさせていただければ、私はちょっと黨員でありませんので、その議論には加わることはできませんが、ぜひそういったことを持ち帰って議論をしていただければありがたい、このように思っております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

もう質問時間がだんだん減ってきた中で共産党に振られたんですけれども、短い時間ですよ。日本共産党の財政運営というのは、自民党や民主党などみたいに大企業から政治献金を受ける。左手で大企業の政治献金を受けて、右手では総額330億円の政党助成金を受ける。だから、国民からカンパをもらうという手がないんですよ。日本共産党は、政党助成金は禁止ですから。廃止ですから、求めているのは。そして大企業、企業団体の政治献金は直ちに禁止せろと言っているわけですからね。私の手というのはフリーハンドですから、国民の皆様方に支えられて87年党活動の歴史をつくってきているんです。それでそれを支えているのは党費であり、個人献金であり、それを市長が共産党が基金つくってやれ——政党というのはボランティア団体じゃないんです。やるべきことはやっているんです。

きのうは佐賀市で、市役所前広場で青空相談会を開いておるんです。そこには市長も来る、

生活保護の担当者も来る、県からも担当者が来る、あるいは年越し派遣村でも共産党は激励をし、そういう人たちが大いにボランティア活動をやっている。基金をつくって、そこを生かす、そういう政党ではありません。

あと時間がないので、最後の水道行政で質問をしておきたいと思います。

もちろん、安全な水を安定的に低廉な料金で供給するというのが、水道法の第1条目的に定められておるところであります。武雄市の場合は、谷口議員の指摘がありましたけれども、安定的には水は供給できる。安心な水は供給できる。それから水道料金の引き下げもやっとな実現できました。これは16億円の基金を生かして、しかも2段階料金制というのは県内でもいい方法ですよ、福祉的な料金体制としては。

そこで問題は、時間がないので、2点絞っていききたいと思います。

1つは、いわば佐賀西部広域水道の企業との契約水量、これは決算資料を見ますと1日9,304トン、原価84円。これに基づいて2億8,526万1,000円、これを受水費として支出しますね。実際の20年決算で見ますと、施設の稼働率というのは48%ということは既存の水資源開発の結果、本部、矢筈、淵ノ尾ありますけれども、この既設の水道施設の稼働率48%ですね、そこを理解していいですね。残りが西部広域水道企業団からの受水ということになりますか。間違ったら後で訂正してください。ただ、契約水量に基づく受水費の関係ですから、実際に使おうが使わまいが、契約水量は受水費として払わなきゃならない。

そこで、水道料金のいわば高料金対策で基金をためて、これを引き下げ値下げの財源にしたわけですよ。結果としては。この高料金対策という料金の格差の是正、料金の平準化という、それは全国的に高いところと低いところを平準化していこうという高料金対策制度というのは、なかなか積極的な制度だと思います。ただし、資本費は172円ですから武雄市の場合に有収水量を分母にして、それで減価償却費プラス企業債の利息、これは減価償却は下がってきますし、企業債利息も下がってきますね。そうすると、資本費が国が示すように172円以下になることも将来出てきます。そういった意味では武雄市としましては、まだ企業債残高があるわけですから、どうしたってこの資本費を全国平均に対して172円でしょうけれども、そこをやっぱりきちっとその高料金対策制度の維持、これは強く要求していくということが1つです。時間との関係がありますけれども、もし時間あれば高料金対策の見通し、何年度、金額要りませんので、大体、何年度ぐらいまではこの制度が生かせるというのが1つ。

もう1つは、2部料金制の導入、ここで何回も何回も指摘をしましたけれども、幹事クラスで検討に入っていたということで、2部料金制の導入をされれば基本料金を設定して、実際使った水量で割り戻して料金を払うという。これは自己水源を持っているところは有利ですよ。だから、ほかの構成市町村で自己水源を持っているのは小城ぐらいなものでしょう。しかし、そこをどうクリアしながらこの2部料金制を導入していくのか。その逆ざやを解決

することによって、それを原資として、少なくとも先ほど市長が言いましたように、生活保護家庭だとか、そういうところへの助成もできる。それも簡単でいいですから、そのことを指摘をしておきたいと思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

宮下水道部長

時間が来ておりますので、簡潔に答弁を。

**○宮下水道部長〔登壇〕**

質問は2点あったかと思えます。

まず、2部料金制の部分ですが、現在、西部広域水道企業の中で話し合いをされております。企業団としては3年に一遍の料金決定ということになっておりまして、22年度の4月からの改定に向けて、今2部料金制を採用する方向ということで事務を詰めているところであります。基本料金部分と使用料金の2階建てになるという形態になります。

それから2点目の、高料金対策補助金の今後の見込みということですが、

〔22番「年度だけでよかよ、何年までで」〕

北方町の部分と旧武雄市部分ということに分かれておりまして、旧武雄市部分は平成22年度まで、北方町分は平成25年度までというふうに見込んでおります。

**○議長（杉原豊喜君）**

22番平野議員

**○22番（平野邦夫君）〔登壇〕**

質問を終わるに当たりまして、資料の見間違いだとか、失礼なことを言ったかもわかりませんが、そこは了解していただきたいというふうに思います。

以上で質問終わります。